

## 第 8 章 土 壤 汚 染

府では土壤保全対策要綱（昭和46年7月農林事務次官通達）に基づき、昭和46年度から継続して重金属類による土壤汚染概況調査を実施している。

この調査は地域性を勘案して、土壤統群、土壤統及び土壤区により調査対象地点を決定し、水田にあってはおおむね300haに1地点の割合で30地点、畑・樹園地にあってはおおむね150haに1地点の割合で10地点の計40地点（21市町村）を選定し、このうち昭和63年度においては7地点のは場の中央から採取した土壤の特定有害物質（カドミウム、銅及び砒素）の含有量及び土壤と同一地点で採取した農作物の可食部における特定有害物質（カドミウム）の含有量について分析したものである。

昭和63年度の調査においては、いずれの地点においても汚染は認められなかった（表2-8-1）。

表 2-8-1 土壤環境基礎調査結果（昭和63年度）

(1) カドミウム及びその化合物

項 目		カドミウム濃度 (mg/kg)		痕跡以上	0.4以上	1.0以上	計
		水	田	0.4未満	1.0未満		
土 壤	水 田			3 地点	3 地点	0 地点	6 地点
	樹 園 地			1	0	0	1
農 作 物	玄 米			6	0	0	6

(2) 銅及びその化合物

項 目		銅濃度(mg/kg)		痕跡以上	10以上	20以上	100以上	125以上	計
		水	田	10未満	20未満	100未満	125未満		
土 壤	水 田			4 地点	2 地点	0 地点	0 地点	0 地点	6 地点
	樹 園 地			1	0	0	0	0	1

(3) 砒素及びその化合物

項目		砒素濃度 (mg/kg)	痕跡以上	5以上	10以上	15以上	計
			5未満	10未満	15未満		
土 壤	水 田		6 地点	0 地点	0 地点	0 地点	6 地点
	樹 園 地		1	0	0	0	1

(注) 3 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）では、①カドミウムは玄米1キログラムにつき1ミリグラム以上、②銅は水田の土壤1キログラムにつき125ミリグラム以上、③砒素は水田の土壤1キログラムにつき15ミリグラム以上含まれる地域が農用地土壤汚染対策地域の指定要件とされている。

水質汚濁などによる作物の育成障害等、苦情者の申立てによる局地的な問題提起があるが、これらの処理については関係機関と連携を図り問題解決に努めている。